

## 四国中央市自動体外式除細動器(AED)設置施設公表に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、四国中央市における救命率の向上を図るため、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の設置施設を把握し、これを公表することにより、市民への理解を深め周知していくことを目的とする。

### (設置施設)

第2条 設置施設は、四国中央市内のAEDを設置した施設を対象とする。

### (公表)

第3条 AED設置施設のうち、第1条に賛同する施設は、様式1号自動体外式除細動器(AED)設置施設公表承諾書(以下「承諾書」という。)を消防長に提出するものとする。(以下、承諾書を提出した施設を「設置公表施設」という。)

2 消防長は、設置公表施設を市民に周知するため、その施設の名称及び所在地等を次の方法により公表するものとする。

- (1) 四国中央市のホームページによる公表
- (2) 救命講習会等での資料による公表
- (3) その他AEDの普及啓発に関する資料による公表

### (設置記録の抹消)

第4条 設置公表施設において、AEDを廃止または維持管理等により使用不能となったとき、公表の取り消しを希望するときは、様式2号自動体外式除細動器(AED)設置公表記録抹消届出書(以下「抹消届出書」という。)を消防長に提出するものとする。

### (情報管理)

第5条 消防長は、承諾書の提出を受けたとき、または抹消届出書の提出を受けたときは、様式3号自動体外式除細動器(AED)設置施設一覧表にて管理するものとし、第3条第2項以外の目的での使用はしないものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年11月1日より適用する。

## その他必要事項

### 1. A E Dマップについて

外部サイトの「日本全国A E Dマップ」<http://aedm.jp/>の趣旨を理解いただいた設置公表施設をA E Dマップに掲載する。

### 2. A E Dの日常点検について

設置公表施設は、「自動体外式除細動器(A E D)の適切な管理等の実施について」(厚生労働省)による日常点検を実施すること。

### 3. 市民の緊急時のA E D使用について

緊急時に市民がA E Dを使用することを可能とし、A E D使用後の点検及び消耗品等の補充は、設置公表施設の責任において実施できること。

### 4. 救急講習の受講について

設置公表施設は、定期的に救急講習の受講に努めること。

### 5. 担当について

四国中央市消防本部 安全・危機管理課が窓口となり、管理等を行う。

連絡先 0 8 9 6 - 2 8 - 9 1 1 9 (代表)

0 8 9 6 - 2 8 - 6 9 3 3 (安全・危機管理課 警防係)

0 8 9 6 - 2 3 - 6 6 1 4 (F A X)

E-mail : f\_s.soumu@city.shikokuchuo.ehime.jp